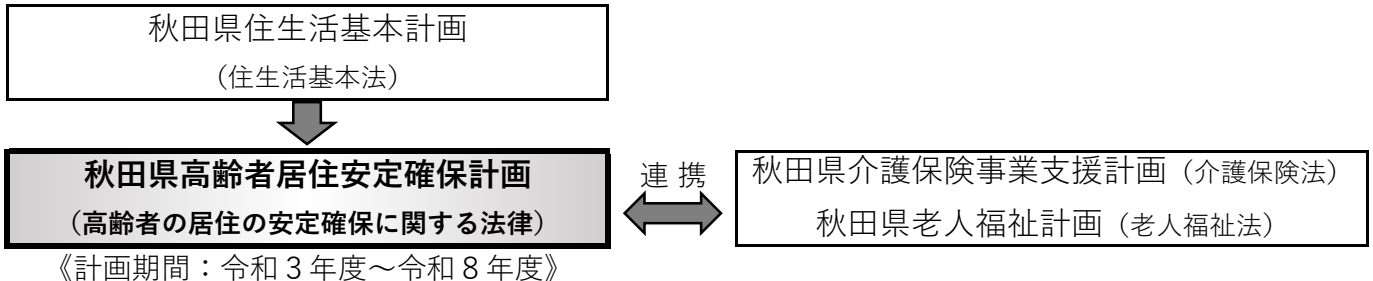


# 秋田県高齢者居住安定確保計画（令和3年6月） ～ 概要版 ～

## 1. 計画の目的と位置付け

住宅施策と福祉施策の連携により、ハードとソフトが一体となって高齢者の住まいに係る施策を総合的に展開し、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき「秋田県高齢者居住安定確保計画」を策定します。



## 2. 計画の基本方針等

### 《基本理念》

「秋田県住生活基本計画」及び「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定め、高齢者の居住の安定確保に向けた取り組みを進めていきます。

- ・必要な介護・生活支援サービスを受けながら、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられること
- ・高齢者の身体状況や生活状況等に応じて、ニーズに合った住まいを安定的に確保していくこと
- ・高齢期に心身機能が低下しても、地域で支え合いながら、元気に安心して生活できること

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを実現する

### 《高齢者向け住まいの供給目標》

国土交通省成長戦略及び秋田県住生活基本計画において目標値として掲げる高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を踏まえ、本計画では高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を令和7年度までに3%、約10,700人分を目標値と定め、供給を促進していきます。

| 年 度         | 令和2年度     | 令和5年度       | 令和7年度       |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 高齢者向け住まい※   | 現況値       | 中間目標値       | 本計画の目標値     |
| 上段：割合（%）    | 2.64%     | 2.82%       | 3%          |
| 下段：戸数・定員の合計 | (9,450人分) | (約10,100人分) | (約10,700人分) |

※ シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅の戸数及び有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの定員の合計

## 3. 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

○ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備促進  
⇒ 住環境整備の支援、公営住宅や民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進 等

○ 多様なニーズに対応した高齢者向け住まいの供給の促進  
⇒ 住宅セーフティネットの形成、高齢者向け住まいの供給促進、管理の適正化 等

○ その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項  
⇒ 居宅生活支援体制の確保、住まいに関する情報提供の推進 等